

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について（令和6年8月9日改訂）

熊野市教育委員会

南海トラフ地震臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁が臨時情報（調査中）を発表します。国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。

各学校においては、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について、以下の項目を児童生徒、保護者、その他関係者に周知してください。

◎地震臨時情報発表時の主な防災対策

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）

発表の基準	学校の対応	主な防災対策
観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	<ul style="list-style-type: none">・日ごろから行っている地震への備えを再確認する。・情報収集及び準備に努める。	<ul style="list-style-type: none">・市教委や、防災関係機関との連絡体制を確保する。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

発表の基準	学校の対応	主な防災対策
<ul style="list-style-type: none">・想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード 7.0 以上、8.0 未満の地震が発生した場合・想定震源域内のプレート境界意外やその周辺でマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）・通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合	<ul style="list-style-type: none">・<u>注意対応をとりながら教育活動を継続する。</u>・情報収集に努める。・状況に応じて下校や休校の措置を講じる。・避難者の受け入れ準備等を行う。	<ul style="list-style-type: none">・避難実施にかかる具体的な検討を行う。・国、県、市からの呼びかけ等に従って行動する

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

発表の基準	学校の対応	主な防災対策
<p>想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード 8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事前避難対象地域の避難場所に指定された学校は、1週間休校することを基本とする（※1）。</u> ・ そのほかの学校は、通常の学校運営が難しいと判断される場合に、休校の検討をする。 ・ 情報収集に努める。 ・ 避難者の受け入れを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が定めた事前避難対象地域に対して、避難勧告等が実施される。 ・ 地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。 ・ また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。 ・ 津波やがけ崩れの危険がある場合は、市が定めた場所へ避難する。

※1 内閣府のガイドラインでは、事前避難対象地域に対して、最初の地震に伴う大津波警報または津波警報切り替え後、避難指示等を命令し、住民避難を1週間継続することが示されているため。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

発表の基準	学校の対応	主な防災対策
<p>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれでもなかった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日ごろから地震への備えを再確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常通り過ごす。